



TAAF NEWS

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

講習のご案内

『対面講習』は本会のみ

★ 法定講習 改正建築士法に伴う 「管理建築士講習」

◎講習日 平成28年2月25日(木) 10時~18時
中野サンプラザ研修室 10 (会場コード 2F-02)

◇所在地 中野区中野 4-1-1 中野サンプラザ7F

◇受講料: 16,200円

※管理建築士講習受講修了済の建築士が管理建築士と認められます。

★ 法定講習 改正建築士法に伴う 「建築士定期講習」 ※3年に1回

◎講習日 平成28年3月9日(水) 10時~18時

あいおいニッセイ同和損保新宿ホール (会場コード 2F-54)

◇所在地: 渋谷区代々木 3-25-3

◇受講料: 12,960円

★会員特典: 会費を頂く際 3,000円 相殺致します。

☆ 上記講習共通 お申込は簡易書留で本会事務局へお送りください。

送付先 〒160-0022 新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3F 東京都建築士事務所協会講習会係宛
受領内容を確認後、本会より受講票をお送り致します。

※法定講習の詳細は建築技術教育普及センター、または本会のHPをご覧ください。

東京建築賞2016

第42回東京建築賞作品募集

応募期間 1月22日(金)~3月4日(金) (土日祝日を除く 9時~17時)

※作品の提出は持参、もしくは郵送/宅配便にて受付。(3月4日消印有効。)

詳細はコア東京1月号、本会のHP、または本会へお問合せください。

Tel:03-3203-2601 / E-mail:jimu1@taaf.or.jp



耐震改修セミナー (耐震改修事例に学ぶ講習会)

◎日 時 平成28年2月22日(月) 14時~17時 (受付開始 13:30~)

平成28年3月11日(金) 14時~17時 (受付開始 13:30~)

※ 講習内容は両日とも同じです。ご都合のよい日をお選びください。

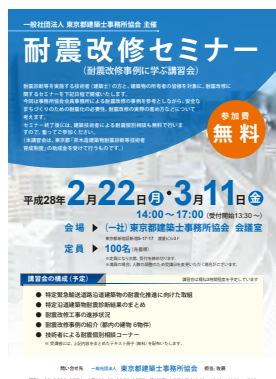
◇会場 (一社) 東京都建築士事務所協会 会議室

東京都新宿区新宿 5-17-17 渡菱ビル 3F

◇定員 100名 (先着順)

◇受付期間 平成28年2月12日(金) 迄に FAX またはメールでお送りください

※ 申込書 PDF http://www.taaf.or.jp/files/news/dl/582_2



★ 講習会の内容(予定)

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に向けた取り組み

特定沿道建築物耐震診断結果のまとめ

耐震改修工事の進捗状況

耐震改修事例の紹介 (都内の建物6物件)

技術者による耐震個別相談コーナー

※受講者には、上記内容をまとめたテキスト冊子(無料)を配布いたします。

★ 問合せ先

東京都建築士事務所協会

TEL 03-6228-0571

FAX 03-6228-0552

担当: 佐藤

詳細はHPをご覧ください。

重要**建築士法改正(H27/6/25施行)に伴う建築士事務所登録申請等に係る改正事項について**

建築士法の改正（平成 26 年法律 92 号）により、建築士事務所の登録事項に所属建築士の氏名等（建築士法第 23 条の 2、第 23 条の 5 等）が追加され、事務所登録時において、暴力団排除規定（建築士法第 23 条の 4）が新設されました。改正事項はつぎのとおりです。

- 【改正事項】
- 1 登録申請書式の改正
 - 2 登録事項変更届の改正
 - ①役員の変更 ②所属建築士の変更
 - 3 附則 3 条の規定による所属建築士の届出

所属建築士の氏名等が新たに登録事項となったため、平成 27 年 6 月 25 日の施行日より 1 年以内に、所属建築士の変更がない場合でも、開設者は所属建築士の氏名及びその者の建築士の種別等を所定様式にて、東京都知事に届出が必要となりました。（改正建築士法附則 3 条）
 当会が登録業務について受託しております。詳しくは、本会 HP の登録の箇所をご覧ください、ご質問等は本会登録センターにお願いします。 **本会登録センター 電話：03-5272-1069**

改正建築士法の施行について**1 設計・工事監理に係る業の適正化**

設計等の契約の原則

延べ面積300㎡を超える建築物について書面による契約締結の義務化

延べ面積300㎡を超える建築物について一括再委託の禁止

国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約締結の努力義務化

設計業務等に関する損害賠償保険の契約締結の努力義務化 など

2 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化

管理建築士の責務の明確化等

3 免許証の提示等による情報開示の充実

建築士免許証等の提示の義務化

建築士免許証等の記載事項等に変更があった場合の書換え規定の明確化

4 建築設備士にかかる規定の整備**5 その他改正事項**

暴力団排除規定の設備

建築士事務所の所属建築士を変更した場合の届出義務等

建築士事務所登録申請における様式の変更等

建築士に対する国土交通大臣・都知事による調査権の新設 など（新建築士制度普及会パンフより）

※パンフレット2種類は本会HPのTOPIX欄に掲載しています。ご覧ください。

★東京都民銀行 本会との住宅ローン優遇協定について

東京都民銀行では、東京都建築士事務所協会の会員が、設計、工事監理をした住宅であれば不動産購入資金、住宅建設資金に係るローンの融資利率が通常よりも、1.5%引下げられます。詳細につきましては、東京都民銀行 ローンプラザ新宿までお問合せください。東京都民銀行 ローンプラザ新宿 新宿区西新宿 7-10-7

加賀屋ビル5階 電話：0120-103-206

